

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱

(制定) 平成23年8月23日付都環公技第198号理事長決定
(改正) 平成24年4月1日付都環公技第1号理事長決定
(改正) 平成26年3月12日付都環公技第845号理事長決定
(改正) 平成27年7月15日付都環公技第272号理事長決定
(改正) 平成28年3月28日付都環公技第721号理事長決定
(改正) 平成28年7月29日付都環公技第272号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実施要綱（平成23年7月26日付23環産第266号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第7条第3号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する東京都微量PCB廃棄物処理支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する必要な手続その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 本事業において交付する助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 個人
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（(1)を除く。）
- 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条第2項の管理組合法人
- 会社以外の法人であって、次の表の左欄に掲げる業を主たる事業として営むもののうち、常時使用する従業員の数が当該右欄に定める数以下であるもの（国並びに地方公共団体、(3)及び(4)を除く。）

主たる事業	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業	300人
卸売業に属する事業	100人
サービス業に属する事業	
小売業に属する事業	50人

(助成対象経費)

第4条 本事業において交付する助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が都内の事業所において所有している電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したもの並びに安定器および安定器から取り出したコンデンサを除く。以下同じ。）が微量PCBに汚染されているか把握するために行う分析及び微量PCB廃棄物の処理等に要する次の経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- 微量PCBに汚染されているおそれのある電気機器（以下「汚染可能性電気機器」という。）に使用されている絶縁油が微量PCB絶縁油であるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析（絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（環境省）に基

- づく絶縁油中のPCB簡易定量法又は特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）別表第2に規定する方法のいずれかにより行われた分析に限る。）（以下「微量PCB分析」という。）に要する経費
- (2) 電気機器に含まれる微量PCB絶縁油を処理するために行う当該電気機器からの微量PCB絶縁油の抜取りに要する経費
 - (3) 微量PCB絶縁油並びに微量PCB絶縁油が封入された容器及び電気機器（以下「助成対象物」という。）の収集運搬に要する経費。ただし、次の経費は除く。
 - ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
 - イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費
 - (4) 助成対象物の処分に要する経費

（助成金の額及び助成限度額）

- 第5条 本事業のうち微量PCB分析について交付する助成金の額は、助成対象経費の2分の1（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 本事業のうち、次の各号に掲げる場合について交付する助成金の額は、助成対象経費から当該各号に定める経費の合計（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を控除した額の2分の1（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 電気機器から微量PCB絶縁油を抜取り、微量PCB絶縁油を処分する場合
微量PCB絶縁油及び微量PCB廃絶縁油がそれぞれ絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下であるものに限る。以下この条において同じ。）であった場合において、当該絶縁油の電気機器からの抜取り並びに収集運搬及び処分に要する経費
 - (2) ドラム缶その他の容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分する場合
微量PCB絶縁油が絶縁油であった場合において、当該絶縁油が封入されたドラム缶その他の容器の収集運搬及び処分に要する経費
 - (3) 微量PCB廃電気機器を処分する場合
微量PCB絶縁油が絶縁油であった場合において、当該絶縁油が封入された電気機器の収集運搬及び処分に要する経費
 - 2 助成対象経費の助成限度額は、別表に定める額とする。

（助成金の交付申請）

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業を実施する前に助成金交付申請書（別記第1号様式。微量PCB分析にあつては、第1号の2様式）を会社に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。なお、「東京都微量PCB汚染廃電気機器等把握事業補助金」を申請した者にあつては、東京都微量PCB汚染廃電気機器等把握事業補助金交付額決定通知書の写しをもって、第2号、第3号及び第4号の書類を省略することができる。
 - (1) 助成対象経費に係る見積書の写し（税抜きの金額及び前条第1項各号に定める経費（当該申請書において申請しようとする処分に該当するものに限る。）が記載されたもの）
 - (2) 商業登記又は法人登記の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）（申請者が法人である場合に限る。）
 - (3) 印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）
 - (4) 常時使用する従業員の数を証明する書類（第2号の書類では助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ）
 - (5) 環境計量証明事業者又は公共機関の含有PCB濃度等の検査成績書（微量PCB分析申請の場合を除く）
 - (6) その他会社が必要と認める書類

（交付申請の受付期限及び受付停止）

第7条 前条第1項の助成金の交付申請の受付の期限は、平成33年3月31日とする。

- 2 前条第1項の助成金の交付申請の受付は、先着順に行うが、予算の範囲を超えた日をもって、交付申請の受付を停止する。
- 3 前項に規定する予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行う。
- 4 前項において、抽選された申請が複数の助成対象機器についての申請である場合は、第2項の予算の範囲内の台数についてのみ助成金を交付する。

(助成金の交付決定及び通知)

第8条 公社は、第6条第1項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の助成金の交付の決定に当たっては、条件を付するものとする。
- 3 公社は、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、助成金の交付決定額、助成条件その他必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、公社から前項の規定による通知を受けた日以降に助成対象事業に着手するものとする。ただし、微量PCB分析の試料採取については、この限りではない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 公社は、助成金の交付決定後、天災地変その他事情変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなると認めるときは、助成金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(変更承認申請等)

第10条 助成対象事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は、第8条第3項の規定による助成金交付決定通知を受けた後、助成対象事業に要する経費配分の変更を必要とするとき、助成対象事業の内容を変更しようとするとき又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式。微量PCB分析にあつては、第3号の2様式)に関係書類を添えて、公社に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、助成対象物の処理施設搬入時の計量で、重量変更が生じた場合はこの限りではない。

(変更承認及び通知)

第11条 公社は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認するものとする。

- 2 前項の場合において、助成金の交付決定額の変更を伴うときは、予算の範囲内で当該変更を決定するものとする。
- 3 第8条第2項の規定は、前項の変更の決定について準用する。
- 4 公社は、第1項の承認をしたときは、助成対象事業の(変更・中止・廃止)承認通知書(別記第4号様式)により、前条の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成対象事業に係る事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過する日又は平成33年12月31日のいずれか早い日までに助成対象事業に係る実績報告書(別記第5号様式。微量PCB分析にあつては、第5号の2様式)を公社に提出するものとする。なお、助成対象物の処理施設搬入時の計量で、重量変更が生じた場合は、別記第5号様式に、変更の内容、助成対象項目及び助成対象機器の内容を記載すること。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第4条(1)の助成金を交付申請した場合

ア 測定した、補助対象機器中の絶縁油に含まれる微量PCBの濃度を証明する書類(計量法(平成4年法律第51号)第110条第1項の計量証明事業者が発行したものに限る。)

の写し

イ 補助対象機器の銘板（製造者、製造年月等を表示したもの）を撮影した写真（銘板を撮影することが不可能な場合には機器全体の写真とし、複数台ある場合は1台ごとの写真とする。）

ウ 請求明細書の写し（税抜きの金額を記載したもの。補助対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの）

エ 支払いを確認することのできる書類（測定した事業者の発行した領収書その他これに類するものをいう。）の写し

オ その他公社が必要と認める書類

(2) 第4条(2)又は(3)の助成金を交付申請した場合

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票D票）の写し

イ 請求明細書の写し（税抜きの金額を記載したもの。）

ウ 支払いを確認することのできる書類（微量PCB廃棄物の処理等を請負った業者の発行した領収書その他これに類するものをいう。）の写し

エ その他公社が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 公社は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金の額の確定通知書（別記第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払及び請求)

第14条 助成金の支払は、前条に定める助成金の額の確定後に行うこととする。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けるため、前条による助成金の額の確定通知書を受けた後、速やかに請求書（別記第7号様式）及び支払金口座振替依頼書を公社に提出するものとする。

(決定の取消)

第15条 公社は、助成金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 助成金の交付決定の通知を受ける日の前に助成対象事業に着手したとき。

(5) 予定の期間内に助成対象事業を完了しないとき。

(6) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。

3 公社は、助成事業者が第1項第1号、第2号又は第6号に該当した場合、助成事業者の氏名又は名称及び不正の内容を公表することができる。

4 公社は、助成金の交付の決定の取消をしたときは、文書により速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 公社は、助成金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した助成金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずる。

2 公社は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 公社は、第1項の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者に対して、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）について、年10.95%の割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。
- 5 公社は、助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について、年10.95%の割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 6 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（個人情報の取り扱い）

- 第17条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成23年8月23日付都環公技技第198号）
この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日付都環公技技第1号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日付都環公技技第845号）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月15日付都環公技技第272号）
この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日付都環公技技第721号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日付都環公技技第272号）
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ		
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		
電話番号		実 法 人 代 表 者 印	
業 種			
従業員数			

【2】保管事業所

微量PCB廃棄物を保有する 事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		<input type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載)								
微量PCB廃棄物を保有する 事業所の名称											
事業所番号又は届出年月日(*)	H		-					平成	年	月	日

【3】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)											
担当者氏名											
住 所	〒										
電話番号/FAX番号	TEL							FAX			
メールアドレス											

* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定に基づき、毎年6月に東京都知事宛にする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」に記載している事業所番号を記入してください。ただし、この申請を提出する年度において初めて当該届出書を東京都知事宛提出された事業者の方は、届出年月日を記入してください。

捨印

【4】 経費配分

(単位:円)

助成対象経費		金額欄 (A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場合 の金額 (B) *2	助成対象額 (A - B) ÷ 2
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費			
2	収集運搬経費			
3	処分経費			
4	上記1・2・3に係るその他の経費			
上記1～4の合計 (消費税抜き)				(C)

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注) 助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

- ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
- イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所
で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	

※上記 (C) に百円未満がある場合、
百円未満を切捨てた額を(D)に記入

【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分								
	抜き取りを行う電気機器の台数					微量PCB絶縁油の合計油量		*3	
								ℓ	
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分								
	ドラム缶		ペール缶		その他		合計油量		
						ℓ			
<input type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分									
トランス		コンデンサ		リアクトル		変成器		その他	
絶縁油抜き取り 又は 廃棄する機器名称		PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください。)						
			製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1							kVA	ℓ	kg
2							kVA	ℓ	kg
3							kVA	ℓ	kg
4							kVA	ℓ	kg
5							kVA	ℓ	kg

*3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する、洗浄油を含む。



【6】 助成金振込先

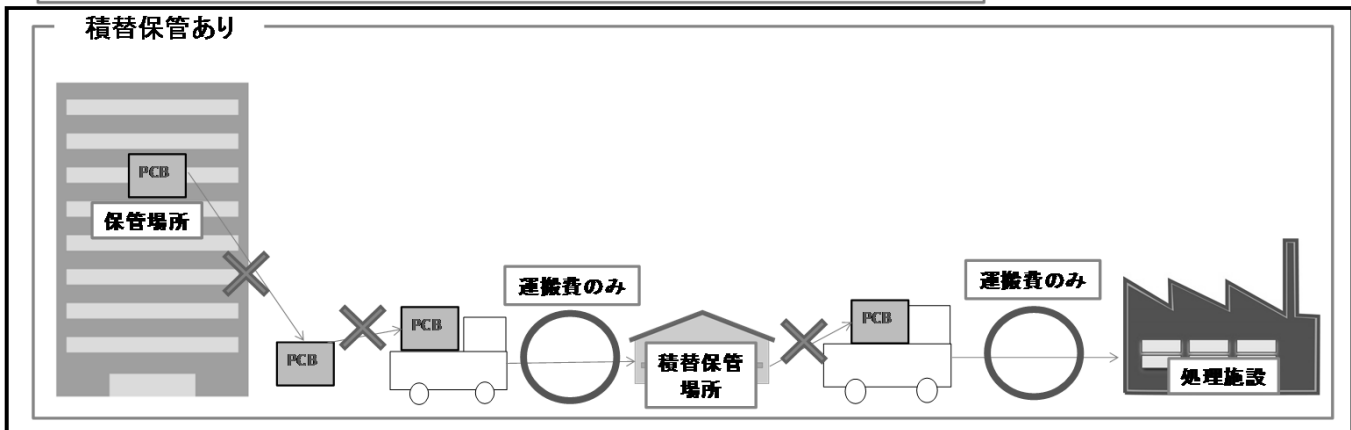
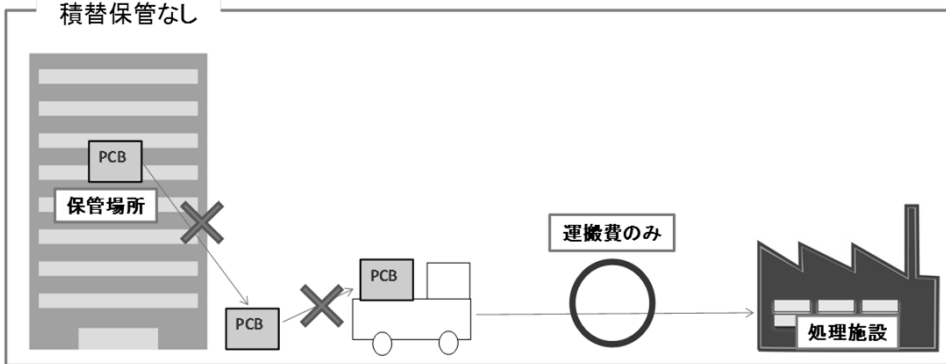
金融機関名 (カタカナ)																			
支店名 (カタカナ)																			
銀行番号									支店コード							預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 (※) (カタカナ)																			
口座番号 (右詰め)																	※口座名義は、申請者と同一にしてください。		

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(内訳に税抜き金額が記載されたもの)	
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	
4	計量証明事業者が発行した、微量PCBの濃度を証明する書類	
5	助成対象者である事を証明する書類 (上記2の書類では助成対象者の該当の有無が確認できない場合のみ)	

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者にあつては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付申請書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。

【参考】 収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費



※この申請書の用紙は、日本工業規格A列4番としてください。

捨印

第1号の2様式

平成 年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒

住 所
申 請 者
氏 名

登録印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号
業 種
従業員数

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】 助成対象事業の目的及び内容

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等に、微量PCBが混入しているかどうかを把握するため、当該微量PCBの濃度を測定する。

【2】 助成対象事業実施予定日(微量PCB濃度分析の実施予定日)※

平成 年 月 日

【3】 経費配分

経費名	経費配分	金額
電気機器の 微量PCB 分析経費	A 測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	円
	B 助成計算額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	円
	C 助成額(Bの百円未満を切捨て)	円

※ 微量PCB濃度分析の実施予定日が決定していない場合は、目安の日付を記入

※ 交付決定日より前に試料採取・分析を行った場合は助成対象外となる

捨印

【4】 助成対象機器の内容及び経費内訳
別紙のとおり

【5】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)							
支店名 (カタカナで記入)							
銀行番号				支店コード			
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座						
口座名義 (カタカナ)							
口座番号 (左詰め)							※口座名義は、申請者と同一にしてください。

【6】 申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)	
担当者氏名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きを記載したもの。助成対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)	
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	
4	助成対象者であることを証明する書類(2の書類では助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者にとっては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付申請書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。

別紙



1 機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	
所在地(都内に限る)	

2 助成対象機器の内容

	電気機器の種類	製造者名	型式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・ 保管状況 *1 (○で囲む)	分析に要する 測定経費 *2 〔 試料採取費+分析費+ その他分析に係る経費*4〕	助成計算額 *3 測定経費×1/2 〔 1台につき上限 12,500円 〕
1					年	使用 保管	円	円
2					年	使用 保管	円	円
3					年	使用 保管	円	円
4					年	使用 保管	円	円
5					年	使用 保管	円	円
合計金額							(A) 円	(B) 円

*1 使用中である場合にあっては「使用」を、保管中である場合にあっては「保管」を○で囲むこと。

*2 試料採取費・分析費・その他分析に係る経費を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

*3 **測定経費の1/2**で1台当たりの**上限を12,500円**とした金額を記載すること。

*4 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合、または、機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

● 製造者名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

第2号様式

年 月 日

〒
住所
氏名
(通知書郵送先)

【申請者】

〒
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社

理事長

印

記

第1 助成金交付決定額

金 _____ 円

第2 助成対象事業の内容

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目及び数量	
整理番号	

第3 助成条件

- 1 助成対象事業に要する経費の配分、助成対象項目及び助成対象機器の内容は、上記申請のとおりとする。
- 2 この助成金は、助成金の額の確定後に交付する。
- 3 この助成金に関し、理事長が必要と認めるときは、助成対象事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員をして現地調査等を行わせることがある。
- 4 3の報告又は調査の結果、この助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、当該助成対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

- 5 この助成金の交付決定をした後、天災地変その他事情変更により助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと理事長が認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 6 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。
 - (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 7 助成対象事業が平成33年12月31日までに完了しないとき、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 助成対象事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過する日又は平成33年12月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書に、理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。助成対象事業の廃止を承認した場合も同様とする。
- 9 8の実績報告書を審査した結果等により、助成対象事業の成果がこの助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、通知する。
- 10 助成対象事業の成果がこの助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期限を定めてこれに適合させるための措置を命ずることがある。
- 11 この助成金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、この助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段によりこの助成金の交付を受けたとき。
 - (2) この助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) この助成金の交付の決定の通知を受ける日の前に助成対象事業に着手したとき。
 - (5) 予定の期間内に助成対象事業を完了しないとき。
 - (6) その他この助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 12 11の規定は、この助成金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。
- 13 11(1)、(2)又は(6)に該当した場合、氏名又は名称及び不正の内容を公表することがある。
- 14 この助成金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した助成金があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずる。この助成金の額の確定を行った後において既にその額を超える助成金を交付している場合も同様とする。
- 15 14前段の場合において、この助成金の返還を命じられたときは、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付金額を控除した額）について、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において納付された金額が返還を命じられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた助成金の額に充てられるものとする。
- 16 この助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 17 16により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 18 この助成金の返還を命じられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する助成金があるときは、未納付額の限度においてその助成金の交付を一時停止し、又はその助成金と未納付額とを相殺するものとする。

第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定通知の受領後2週間以内に申請の撤回をすることができる。

捨印

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】申請者

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(実 人代 表者 印)	
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

【2】変更、中止又は廃止の理由

--

【3】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)

交付決定額	金	円
変更申請額	金	円

【4】変更の内容

(単位:円)

助成対象経費	金 額 欄 (A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場 合の金額 (B) *2	助 成 対 象 額 (A - B) ÷ 2
1 微量PCB絶縁油抜き経費			
2 収集運搬経費			
3 処分経費			
4 上記1・2・3に係るその他の経費			
上記1～4の合計 (消費税抜き)			(C)

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注)助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費
イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所
で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	

※上記 (C)に百円未満がある場合
百円未満を切捨てた額を(D)に記入

【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜取り、微量PCB絶縁油を処分								
	抜取りを行う電気機器の台数						微量PCB絶縁油の合計油量		
	台						ℓ		
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分								
	ドラム缶			ペール缶		その他		合計油量	
	台			台		台		ℓ	
<input type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分									
トランス			コンデンサ		リアクトル		変成器		その他
台			台		台		台		台
絶縁油抜取り 又は 廃棄する機器名称		PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜取り又は廃棄する電気機器の形式等（銘板記載事項を記入してください。）						
			製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1							kVA	ℓ	kg
2							kVA	ℓ	kg
3							kVA	ℓ	kg
4							kVA	ℓ	kg
5							kVA	ℓ	kg

* 添付書類（申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。）

捨印

第3号の2様式

平成 年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒

住 所
申請者
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録印

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】 変更、中止又は廃止の理由

【2】 変更の内容 (変更の場合に限り記載すること。)

経費名	経費配分	金額
電気機器の 微量PCB 分析経費	A 測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	円
	B 助成計算額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	円
	C 助成額(Bの百円未満を切捨て)	円

【3】 助成対象事業実施予定日(実施予定日に変更がある場合に限り記載すること。)

既定	年 月 日
変更	年 月 日

【4】 交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)

交付決定額	金 円
変更申請額	金 円

* 添付書類 (申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)

1 機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	
所在地(都内に限る)	

2 助成対象機器の内容

	電気機器の種類	製造者名	型 式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・ 保管状況 *1 (○で囲む)	分析に要する 測定経費 *2 { 試料採取費+分析費+ その他分析に係る経費*4 }	助成計算額 *3 測定経費×1/2 { 1台につき上限 12,500円 }
1					年	使 用 保 管	円	円
2					年	使 用 保 管	円	円
3					年	使 用 保 管	円	円
4					年	使 用 保 管	円	円
5					年	使 用 保 管	円	円
合計金額							(A) 円	(B) 円

*1 使用中である場合にあっては「使用」を、保管中である場合にあっては「保管」を○で囲むこと。

*2 試料採取費・分析費・その他分析に係る経費を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

*3 **測定経費の1/2**で1台当たりの**上限を12,500円**とした金額を記載すること。

*4 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合、または、機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

● 製造者名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

第4号様式

年 月 日

〒
住所
氏名
(通知書郵送先)

〒
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金(変更・中止・廃止)承認通知書

年 月 日付で申請のあつた東京都微量PCB処理支援事業の
(変更・中止・廃止)について、下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社

理事長

印

記

第1 変更後の助成金交付決定額

金 _____ 円

第2 変更後の助成対象事業の内容

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び数量	
整理番号	

第3 助成条件

年 月 日付の補助金交付決定通知書記載の補助条件のとおり。



平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた
東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

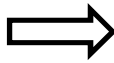
記

* 交付決定額に変更がない場合は、下記点線外側の【1】【2】【3】と裏面【6】の太線の枠のみのご記入ください
【1】 申請者

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(実 代 表 者 印)	
<法人の場合 > 役職・代表者名	フリガナ		

【2】 助成金交付決定額

金 円



* 処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更

金 円 ← (D)の金額を記入

注)処理施設搬入時に重量変更が生じ、交付決定額が変更になった場合のみ記入してください。

【3】 助成対象事業完了日(マニフェストD票の処分終了年月日)

平成 年 月 日

【4】 変更の内容(処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入) (単位:円)

助成対象経費	金 額 欄 (A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場合 の金額 (B) *2	助 成 対 象 額 (A - B) ÷ 2
1 微量PCB絶縁油抜き取り経費			
2 収集運搬経費			
3 処分経費			
4 上記1・2・3に係るその他の経費			
上記1～4の合計 (消費税抜き)			(C)

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注) 助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て

(D)

※上記 (C)に百円未満がある場合
百円未満を切捨てた額を(D)に記入

【5】 助成対象項目及び助成対象機器の内容

(処理施設搬入時に重量変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入)

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜取り、微量PCB絶縁油を処分								
	抜取りを行う電気機器の台数	台	微量PCB絶縁油の合計油量					ℓ	
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分								
	ドラム缶	ペール缶	その他	合計油量					ℓ
	台	台	台						
	<input type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分								
トランス	コンデンサ	リアクトル	変成器	その他				台	
台	台	台	台					台	
絶縁油抜取り 又は 廃棄する機器名 称	PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜取り又は廃棄する電気機器の形式等 (銘板記載事項を記入してください。)							
		製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量	
1						kVA	ℓ	kg	
2						kVA	ℓ	kg	
3						kVA	ℓ	kg	
4						kVA	ℓ	kg	
5						kVA	ℓ	kg	

【6】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄
1	産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票D票)の写し	
2	請求明細書の写し(税抜きの金額を記載したもの。)	
3	支払いを確認することのできる書類(微量PCB廃棄物の処理等を請負った業者の発行した領収書(写)又は銀行利用明細等(写))	
4	第7号様式 助成金請求書	

【注意事項】

- ① 【2】における「処理施設搬入時の重量変更に伴う額の変更」欄は処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。
- ② 【4】及び【5】についても、処理施設搬入時に重量変更があった場合のみ記入してください。

捨印

第5号の2様式

平成 年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒

住 所
申請者
氏 名

登録印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】 補助対象事業の内容及び成果

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等の微量PCBの濃度を測定することにより、当該汚染の有無を把握した。

【2】 助成金交付決定額

金 _____ 円

【3】 助成対象事業完了日（微量PCBの濃度を証明する書類の発行日）

平成 年 月 日

【4】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添 付 書 類	チェック欄
1	測定した、助成対象機器中の絶縁油に含まれる 微量PCBの濃度を証明する書類 （計量証明事業者が発行したものに限る。）の写し	
2	補助対象電気機器の銘板 （製造者、製造年月等を表示したもの）を撮影した写真（銘板を撮影することが不可能な場合には機器全体の写真とし、複数台ある場合は1台ごとの写真とする。）	
3	請求明細書の写し （税抜きの請求額を記載したもの。助成対象機器が複数の場合は1台ごとの税抜きの金額を記載したもの）	
4	支払いを確認することのできる書類の写し （測定した事業者の発行した領収書等）	
5	第7号様式 助成金請求書	

第6号様式

年 月 日

〒
住所
氏名
(通知書郵送先)

〒
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった東京都微量PCB処理支援事業については、下記により助成金の交付額を確定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社

理事長

印

記

第1 確定した助成金の交付額

金 _____ 円

第2 助成対象事業の内容

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び 数量	
整理番号	



平成 年 月 日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

請求金額 円

平成 年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	(法人代表者印)	
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び 数量	

別表 助成限度額（第5条関係）

1 微量PCB廃絶縁油処理に係る助成限度額は、次の表の合計油量の項抜取り作業台数の欄に掲げる値の額（単位 千円）とする。

抜取り作業台数 合計油量	1	2	3	4	5	6以上				
750超	120	165	214	263	327					
600超750以下					259					
500以上600以下					168	173	208			
450超500未満										
400以上450以下										
300超400未満										
300										
200以上300未満										
150超200未満										
100以上150以下										102
100未満	84									

- 備考 1 「抜取り作業台数」とは、微量PCB絶縁油の抜取りを行う電気機器の台数をいう。
 2 「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。
 3 抜取り作業台数が6台以上である場合の助成限度額は、合計油量の欄に掲げる合計油量に応じ、6以上の欄に定める助成限度額について次の式により算定する額（単位 千円）とする。

$$\text{助成限度額} = \frac{\text{「6以上」の欄の値}}{5} \times \text{台数}$$

2 微量PCB廃容器処理に係る助成限度額は、次の表の左欄に掲げる合計油量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

合計油量（単位 リットル）	助成限度額（単位 千円）
150超	120
100以上150以下	102
100未満	84

備考 「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

3 微量PCB廃電気機器処理に係る助成限度額は、次の表の左欄に掲げる機器電源容量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

機器電源容量（単位 kVA）	助成限度額（単位 千円）
75以上	450
30超75未満	350
30以下	250

- 備考 1 「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいう。
 2 微量PCB廃電気機器が2台以上である場合の助成限度額は、微量PCB廃電気機器ごとの助成限度額を合計した額とする。

4 微量PCB分析に係る助成限度額は、機器1台あたり12,500円とする。